資源エネルギー案件に係る海外投資保険又は海外事業資金貸付保険の取扱について

平成19年3月22日　07－制度－00012

平成19年６月21日　一部改正

　海外投資又は海外事業資金貸付のうち、次に掲げるものに対する海外投資保険又は海外事業資金貸付保険については、下記のとおり取り扱う。

一　エネルギー資源又は鉱物資源の引取案件に対する海外事業資金貸付(当該貸付により取得される債権が当該貸付の相手方を債務者とする他の一般的な債権に劣後せず、かつ償還期日が明確に定められているものに限る。)であって、原則として当該引取の代金の決済及び当該貸付の償還のために独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）が別に定める国の一流銀行（日本貿易保険が認めたものに限る。)にエスクロウ口座が開設されるもの

二　エネルギー資源又は鉱物資源の生産案件に対する海外投資又は海外事業資金貸付(当該貸付により取得される債権が当該貸付の相手方を債務者とする他の一般的な債権に劣後するもの又はこれに準ずるものに限る。以下「劣後ローン」という。)

記

（資源エネルギー総合保険A特約）

第１条　日本貿易保険は、上記一に掲げるものに該当する貸付金債権等の取得又は上記一に掲げるものに係る保証債務の負担に係る海外事業資金貸付保険を引き受ける場合であって保険申込時に保険契約者から申し出があったときは、保険証券に別添１の資源エネルギー総合保険A特約を付すものとする。ただし、案件により別添１の規定とは異なる特約を付すことがある。

（資源エネルギー総合保険B特約）

第２条　日本貿易保険は、上記二の海外投資に該当する海外投資に係る海外投資保険を引き受ける場合又は上記二の劣後ローンに該当する貸付金債権等の取得又は上記二の劣後ローンに係る保証債務の負担に係る海外事業資金貸付保険を引き受ける場合であって保険申込時に保険契約者から申し出があったときは、保険証券に別添２の資源エネルギー総合保険B特約を付すものとする。ただし、案件により別添２の規定とは異なる特約を付すことがある。

２　前項に規定する特約を付して海外事業資金貸付保険を引き受ける場合は、保険期間は最長１５年とする。また、資金貸付が新規で行われることを要しない。

（資源エネルギー総合保険Ｂ特約の取扱）

第３条　前条第１項の規定により資源エネルギー総合保険Ｂ特約を付した海外事業資金貸付保険のうち、海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険における取扱は、次の各号のとおりとする。

一　保険料算定の基礎となる期間（以下「保険年度」という。）は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。ただし、第１回の資金貸付を行った日又は保険契約を締結した日のいずれか遅い日（以下この項において「第１保険年度の開始日」という。）の属する年度においては、第１保険年度の開始日から３月31日までとし、最終償還日の属する年度においては、４月１日から当該最終償還日までとする。

二　貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年７月２日 04-制度-00034。以下「保険料率等規程」という。）Ⅱ［９］１(6)(注２)に規定する平均残高は、各保険年度中の資金貸付に係る元本又は利子の毎日の残高を合計し、365（２月29日を含む年度においては、366とする。）により除した金額により算定する。

三　貸付金等の額が外貨建のときは、保険料率等規程Ⅱ［９］１(6)(注２)に規定する元本又は利子は、海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款第33条第２項第１号の規定を準用して邦貨に換算した額とする。ただし、次号に該当する保険契約にあっては、この限りでない。

四　貸付金等の額がアメリカ合衆国ドル又はユーロで表示されている場合であって、保険申込時に保険契約者から申し出があったときは、保険証券に別添３の資源エネルギー総合保険Ｂ特約(海外事業資金貸付)に係る外貨建対応方式特約を付すものとする。

２　前条第１項の規定により資源エネルギー総合保険Ｂ特約を付した海外事業資金貸付保険のうち、海外事業資金貸付（保証債務）保険における取扱は、次の各号のとおりとする。

一　保険年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。ただし、保証債務の負担を行った日又は保険契約を締結した日のいずれか遅い日（以下この項において「第１保険年度の開始日」という。）の属する年度においては、第１保険年度の開始日から３月31日までとし、保証債務に係る主たる債務の最終償還日（当該主たる債務の最終償還日よりも保証債務の終期が早く到来する場合には、当該保証債務の終期。以下同じ。）の属する年度においては、４月１日から当該最終償還日までとする。

二　保険料率等規程Ⅱ［９］１(6)(注２)に規定する平均残高は、各保険年度中の保証債務に係る主たる債務の元本又は利子の毎日の残高を合計し、365（２月29日を含む年度においては、366とする。）により除した金額により算定する。

三　保証債務の額が外貨建のときは、保険料率等規程Ⅱ［９］１(6)(注２)に規定する元本又は利子は、海外事業資金貸付（保証債務）保険約款第31条第２項第１号の規定を準用して邦貨に換算した額とする。ただし、次号に該当する保険契約にあっては、この限りでない。

四　保証債務の額がアメリカ合衆国ドル又はユーロで表示されている場合であって、保険申込時に保険契約者から申し出があったときは、保険証券に別添３の資源エネルギー総合保険Ｂ特約(海外事業資金貸付)に係る外貨建対応方式特約を付すものとする。

附　則

この規程は、平成１９年４月１日から実施する。

附　則

この改正は、平成１９年７月１日から実施する。

(別添１)

資源エネルギー総合保険A特約(海外事業資金貸付)

第１章　海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険に付す特約

「

　保険金額は、保険価額に次の割合を乗じた金額の範囲内の額とする。

　一　海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険約款(以下「貸付約款」という。)第３条第１号から第９号までに該当する事由の場合　100分の100

　二　貸付約款第３条第10号又は第11号に該当する事由の場合　100分の97.5

」

第２章　海外事業資金貸付（保証債務）保険に付す特約

「

　保険金額は、保険価額に次の割合を乗じた金額の範囲内の額とする。

　一　海外事業資金貸付(保証債務)保険約款(以下「保証約款」という。)第３条第１号に該当する事由の場合　100分の100

　二　保証約款第３条第２号又は第３号に該当する事由の場合　100分の97.5

」

(別添２)

資源エネルギー総合保険B特約(海外投資又は海外事業資金貸付)

第１章　海外投資保険に付す特約

（保険金額）

第１条　保険金額は、保険価額に100分の100を乗じた金額の範囲内の額とする。

（てん補責任額）

第２条　海外投資（株式等）保険約款第３条第１項及び同条第３項中「100分の95」とあるのは、「100分の100」とする。

第２章　海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険に付す特約

（てん補危険）

第１条　海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下「貸付約款」という。）第３条の規定にかかわらず、次の第１号から第４号までのいずれかに該当する事由（被保険者又は海外事業資金貸付の相手方の責めに帰することができないものに限る。）により、被保険者が海外事業資金貸付の相手方に対して有する貸付金債権等の全額につき、当該海外事業資金貸付にかかる契約に定められた期限の利益喪失事由が発生した場合、及び次の第５号に該当する事由（被保険者又は海外事業資金貸付の相手方の責めに帰することができないものに限る。）が発生した場合には、貸付約款第３条第９号に該当するものとし、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、被保険者がこれにより貸付金等を回収できないことにより受ける損失に限り、本特約の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。

一　貸付金債権等の元本（以下「元本」という。）又は利子の支払請求権（以下「利子請求権」という。）を外国の政府若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者（以下「外国政府等」という。）により奪われたこと。

二　海外事業資金貸付の相手方が戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動又は騒乱により損害を受けて当該海外事業資金貸付の相手方について次のイからニまでのいずれかに該当する事由（以下「事業不能等」という。）が生じたこと。

イ　事業の継続の不能

ロ　破産手続開始の決定その他これに準ずる事由

ハ　銀行による取引の停止その他これに準ずる事由（著しい債務超過となっている場合に限る。）

ニ　３月以上の事業の休止

三　前号で定めるもののほか、海外事業資金貸付の相手方が本邦外において生じた以下に掲げる事由により損害を受けて当該海外事業資金貸付の相手方について事業不能等が生じたこと。

イ　暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生じる災害

ロ　国際連合その他の国際機関又は貸付先国等及び事業地国等以外の国等による経済制裁

ハ　ゼネラルストライキ

ニ　ストライキによる輸送施設の機能の停止

ホ　原子力事故

四　海外事業資金貸付の相手方が不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利又は利益であって事業の遂行上特に重要なもの（以下「重要資産等」という。）を外国政府等によって侵害されたことにより損害を受けて当該海外事業資金貸付の相手方について事業不能等が生じたこと。

ただし、次のイ及びロに掲げる場合については本特約で別に規定されているものに限る。

イ　重要資産等が貸付先国又は地域以外の国又は地域に存在する場合

ロ　当該海外事業資金貸付の相手方等又は被保険者が外国政府等と当該海外事業資金貸付の相手方等が行う事業その他海外事業資金貸付に関して権利・義務関係を規定する契約を締結する場合に、外国政府等による当該契約の義務の不履行又はこれに反する行為の結果として損害を受けた場合

五　元本の喪失（前４号の事由によるものを除く。）により取得した金額又は貸付金債権等の利子（以下「元本喪失取得金等」という。）を次のイからホまでのいずれかに該当する事由により２月以上の期間本邦に送金することができなかったこと。

イ　外国において実施される為替取引（外貨交換及び外貨送金を含む。以下同じ。）の制限又は禁止

ロ　外国における戦争、革命又はテロ行為その他の内乱による為替取引の途絶

ハ　外国政府等による当該元本喪失取得金等の管理

ニ　当該元本喪失取得金等の送金の許可の取消し又は外国政府等がその許可をすべきことをあらかじめ約していた場合においてその許可をしなかったこと。

ホ　イからニまでに掲げる事由の発生後における外国政府等による元本喪失取得金等の没収

（損失額及びてん補責任額）

第２条　前条に規定する損失（前条第１号から第４号までの事由により生じたものに限る。）の額とは、貸付約款第４条に基づいて算定される金額の範囲内で、貸付金債権等の元本に係る損失にあっては当該事由に係る貸付金債権等の元本（以下「非常事故元本」という。）について前条第１号の事由又は同条第２号、第３号若しくは第４号の損害の発生の直前に評価した額から、利子請求権に係る損失にあっては当該事由に係る利子請求権（以下「非常事故利子請求権」という。）について前条第１号の事由又は同条第２号、第３号若しくは第４号の損害の発生の直前に評価した額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額とし、貸付約款第４条及び第５条の規定にかかわらず、日本貿易保険がてん補すべき額は、当該損失の額から貸付約款第５条各号に掲げる額を控除した残額を基礎として、第７条に規定する保険金額の保険価額に対する割合（以下「てん補割合」という。）を乗じて得た額とする。

一　非常事故元本又は非常事故利子請求権についてそれぞれ当該事由の発生直後に評価した額

二　当該事由の発生により取得した金額（以下「取得金」という。）又は取得し得べき金額（以下「取得可能金」という。）

三　損失を軽減するために必要な措置を講じて回収した金額

２　前条に規定する損失（前条第５号の事由により生じたものに限る。）の額とは、貸付約款第４条に基づいて算定される金額の範囲内で、元本の喪失により取得した金額に係る損失にあっては同号イからホまでのいずれかに該当する事由により２月以上の期間本邦に送金することができなかった金額（その事由の発生前に本邦に送金し得べきであった金額を除く。以下「送金不能額」という。）と当該元本の取得のための対価の額とのいずれか少ない額から、貸付金債権等の利子に係る損失にあっては送金不能額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額とし、貸付約款第４条及び第５条の規定にかかわらず、日本貿易保険がてん補すべき額は、当該損失の額から貸付約款第５条各号に掲げる額を控除した残額を基礎として、てん補割合を乗じて得た額とする。

一　当該事由の発生により支出を要しなくなった金額

二　当該送金不能額をもって支出した金額

三　損失を軽減するために必要な措置を講じて回収した金額

第３条　前条第１項の非常事故元本又は非常事故利子請求権について評価した額は、当該非常事故元本又は当該非常事故利子請求権の債権金額から当該評価の時に取立不能となっている金額を控除した残額とする。

２　前項の非常事故元本及び非常事故利子請求権について取立不能となっている金額は、海外事業資金貸付の相手方の貸借対照表その他決算関係書類又はこれに準ずる書類（公認会計士又はこれに準ずる者の証明したものに限る。）を基礎として算定するものとする。

３　第１条第１号から第４号までのいずれかの事由の発生による取得金（金銭で取得したものを除く。）又は取得可能金（金銭債権で取得したものを除く。）の額は、保険金の支払の請求をした日におけるその取得金又は取得可能金の価額とする。ただし、その日の前日までに取得金を処分したときは、その処分価額とし、その日の前日までに第６条の規定により取得金を金銭で取得したとみなされたときは、そのみなされた日の価額とする。

第４条　非常事故元本について第２条第１項又は第２項の規定により算定した日本貿易保険がてん補すべき額又はその累計額が当該非常事故元本に係る保険価額から次の各号に掲げる金額を控除した残額を基礎として、てん補割合を乗じて得た額を超えるときは、日本貿易保険がてん補すべき額は、これらの規定にかかわらず、その残額を基礎として、てん補割合を乗じて得た額とする。

一　当該事由発生前における当該非常事故元本の喪失（第１条第１号から第４号までのいずれかに該当する事由によるものを除く。）により取得した金額又は取得し得べき金額（送金不能額が含まれる場合にあっては、これらの金額から当該送金不能額を控除した残額）とその喪失した元本の取得のための対価の額とのいずれか多い金額

二　当該事由発生前における第１条第１号から第４号までのいずれかに該当する事由の発生による取得金又は取得可能金

三　第２条第１項各号又は第２項各号に規定する金額

第５条　日本貿易保険は、第２条第１項及び前条の規定にかかわらず、取得金又は取得可能金のうち次の各号のいずれかに該当する事由により本邦に送金することができない金額（その事由の発生前に本邦に送金し得べきであった金額を除く。以下「送金不能取得額」という。）が生じたときは、第２条第１項及び前条の規定により算定した日本貿易保険がてん補すべき額のほか、その額と第２条第１項第２号又は前条第２号に規定する金額から送金不能取得額を控除した残額をそれぞれ第２条第１項第２号又は前条第２号に規定する金額とみなして第３条及び前条の規定を適用して算出した日本貿易保険がてん補すべき額との差額をてん補するものとする。

一　外国政府等による没収

二　外国政府等による管理（２月以上の期間継続して行われたものに限る。）

三　外国において実施される為替取引の制限又は禁止（２月以上の期間継続して行われたものに限る。）

四　外国における戦争、革命又はテロ行為その他の内乱による為替取引の途絶（２月以上の期間継続したものに限る。）

五　取得金が譲渡を禁止された国債、公債その他これらに準ずる有価証券で取得したものである場合において、戦争、革命、テロ行為その他の内乱又は外国政府等の行為により当該有価証券の償還が行われなくなったこと。

六　前号に規定する場合を除くほか、戦争、革命、テロ行為その他の内乱又は外国政府等の行為により取得金（金銭で取得したものを除く。）又は取得可能金を金銭で取得することができなくなったこと。

第６条　前条の適用に関しては、被保険者が譲渡することができる取得金（金銭で取得したものを除く。）をその取得の日から２月以内に金銭で取得しなかったときは、その期間を経過した日に金銭で取得したものとみなす。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りではない。

（保険金額）

第７条　保険金額は、保険価額に100分の100を乗じた金額の範囲内の額とする。

（保険価額の変更）

第８条　保険契約者は、貸付金債権等の内容変更その他合理的事由がある場合には、保険価額の変更の申請を行うことができるものとする。

（各保険年度の資金貸付の予定通知）

第９条　保険契約者又は被保険者は、各保険年度に予定される貸付金債権等の取得額及び取得日を日本貿易保険に通知しなければならない。

（各保険年度の資金貸付の確定通知）

第１０条　保険契約者又は被保険者は、各保険年度に確定した貸付金債権等の取得額及び取得日を日本貿易保険に通知しなければならない。

第３章　海外事業資金貸付（保証債務）保険に付す特約

（てん補危険）

第１条　海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下「保証約款」という。）第３条の規定にかかわらず、次の第１号から第５号までのいずれかに該当する事由（被保険者又は保証債務に係る主たる債務者若しくは債権者の責めに帰することができないものに限る。）が発生した場合には、保証約款第３条第１号リに該当するものとし、次の第１号から第４号までのいずれかに該当する事由により保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行が生じたことによって当該保証債務を履行したことにより被保険者が受ける損失又は次の第５号に該当する事由により被保険者が受ける損失に限り、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、本特約の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。

一　外国の政府若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者（以下「外国政府等」という。）による保証債務に係る主たる債務の支払の差し止めその他直接の強制措置

二　保証債務に係る主たる債務者が戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動又は騒乱により損害を受けて保証債務に係る主たる債務者について次のイからニまでのいずれかに該当する事由（以下「事業不能等」という。）が生じたこと。

イ　事業の継続の不能

ロ　破産手続開始の決定その他これに準ずる事由

ハ　銀行による取引の停止その他これに準ずる事由（著しい債務超過となっている場合に限る。）

ニ　３月以上の事業の休止

三　前号で定めるもののほか、保証債務に係る主たる債務者が本邦外において生じた以下に掲げる事由により損害を受けて当該保証債務に係る主たる債務者について事業不能等が生じたこと。

イ　暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生じる災害

ロ　国際連合その他の国際機関又は保証債務に係る主たる債務者の所在する国等及び事業地国等以外の国等による経済制裁

ハ　ゼネラルストライキ

ニ　ストライキによる輸送施設の機能の停止

ホ　原子力事故

四　保証債務に係る主たる債務者が不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利又は利益であって事業の遂行上特に重要なもの（以下「重要資産等」という。）を外国政府等によって侵害されたことにより損害を受けて当該保証債務に係る主たる債務者について事業不能等が生じたこと。

ただし、次のイ及びロに掲げる場合については本特約で別に規定されているものに限る。

イ　重要資産等が保証債務に係る主たる債務者の所在する国又は地域以外の国又は地域に存在する場合

ロ　当該保証債務に係る主たる債務者又は被保険者が外国政府等と当該保証債務に係る主たる債務者が行う事業その他海外事業資金貸付に関して権利・義務関係を規定する契約を締結する場合に、外国政府等による当該契約の義務の不履行又はこれに反する行為の結果として損害を受けた場合

五　保証債務の履行（前４号の事由によるものを除く。）により取得した求償権に基づき取得し得べき金額（以下「取得金等」という。）を次のイからホまでのいずれかに該当する事由により２月以上の期間本邦に送金することができなかったこと。

イ　外国において実施される為替取引（外貨交換及び外貨送金を含む。以下同じ。）の制限又は禁止

ロ　外国における戦争、革命又はテロ行為その他の内乱による為替取引の途絶

ハ　外国政府等による当該取得金等の管理

ニ　当該取得金等の送金の許可の取消し又は外国政府等がその許可をすべきことをあらかじめ約していた場合においてその許可をしなかったこと。

ホ　イからニまでに掲げる事由の発生後における外国政府等による取得金等の没収

（損失額及びてん補責任額）

第２条　前条に規定する損失（前条第１号から第４号までの事由により生じたものに限る。）の額とは、保証約款第４条に基づいて算定される金額の範囲内で、当該事由に係る保証債務の履行により取得する求償権（以下「非常事故求償権」という。）について前条第１号の事由又は同条第２号、第３号若しくは第４号の損害の発生の直前に評価した額と当該保証債務の履行として支払った額とのいずれか少ない金額から、次の各号に掲げる金額を控除した残額とし、保証約款第４条及び第５条の規定にかかわらず、日本貿易保険がてん補すべき額は、当該損失の額から保証約款第５条各号に掲げる額を控除した残額を基礎として、第７条に規定する保険金額の保険価額に対する割合（以下「てん補割合」という。）を乗じて得た額とする。

一　非常事故求償権について当該事由の発生直後に評価した額

二　当該事由の発生により取得した金額（以下「取得金」という。）又は取得し得べき金額（以下「取得可能金」という。）

三　損失を軽減するために必要な措置を講じて回収した金額

２　前条に規定する損失（前条第５号の事由により生じたものに限る。）の額とは、保証約款第４条に基づいて算定される金額の範囲内で、前条第５号イからホまでのいずれかに該当する事由により２月以上の期間本邦に送金することができなかった金額（その事由の発生前に本邦に送金し得べきであった金額を除く。以下「送金不能額」という。）から、次の各号に掲げる金額を控除した残額とし、保証約款第４条及び第５条の規定にかかわらず、日本貿易保険がてん補すべき額は、当該損失の額から保証約款第５条各号に掲げる額を控除した残額を基礎として、てん補割合を乗じて得た額とする。

一　当該事由の発生により支出を要しなくなった金額

二　当該送金不能額をもって支出した金額

三　損失を軽減するために必要な措置を講じて回収した金額

第３条　前条第１項の非常事故求償権について評価した額は、当該保証債務に係る主たる債務者が解散したものとした場合において当該非常事故求償権について弁済を受けるべき金額とする。

２　前項の非常事故求償権について弁済を受けるべき金額は、保証債務に係る主たる債務者の貸借対照表その他決算関係書類又はこれに準ずる書類（公認会計士又はこれに準ずる者の証明したものに限る。）を基礎として算定するものとする。

３　第１条第１号から第４号までのいずれかの事由の発生による取得金（金銭で取得したものを除く。）又は取得可能金（金銭債権で取得したものを除く。）の額は、保険金の支払の請求をした日におけるその取得金又は取得可能金の価額とする。ただし、その日の前日までに取得金を処分したときは、その処分価額とし、その日の前日までに第６条の規定により取得金を金銭で取得したとみなされたときは、そのみなされた日の価額とする。

第４条　非常事故求償権又は送金不能額について第２条第１項又は第２項の規定により算定した日本貿易保険がてん補すべき額又はその累計額がこの証券記載の保険価額から次の各号に掲げる金額を控除した残額を基礎として、てん補割合を乗じて得た額を超えるときは、日本貿易保険がてん補すべき額は、これらの規定にかかわらず、その残額を基礎として、てん補割合を乗じて得た額とする。

一　当該事由発生前における第１条第１号から第４号までのいずれかに該当する事由の発生による取得金又は取得可能金

二　第２条第１項各号又は第２項各号に規定する金額

第５条　日本貿易保険は、第２条第１項及び前条の規定にかかわらず、取得金又は取得可能金のうち次の各号のいずれかに該当する事由により本邦に送金することができない金額（その事由の発生前に本邦に送金し得べきであった金額を除く。以下「送金不能取得額」という。）が生じたときは、第２条第１項及び前条の規定により算定した日本貿易保険がてん補すべき額のほか、その額と第２条第１項第２号又は前条第２号に規定する金額から送金不能取得額を控除した残額をそれぞれ第２条第１項第２号又は前条第２号に規定する金額とみなして第３条及び前条の規定を適用して算出した日本貿易保険がてん補すべき額との差額をてん補するものとする。

一　外国政府等による没収

二　外国政府等による管理（２月以上の期間継続して行われたものに限る。）

三　外国において実施される為替取引の制限又は禁止（２月以上の期間継続して行われたものに限る。）

四　外国における戦争、革命又はテロ行為その他の内乱による為替取引の途絶（２月以上の期間継続したものに限る。）

五　取得金が譲渡を禁止された国債、公債その他これらに準ずる有価証券で取得したものである場合において、戦争、革命、テロ行為その他の内乱又は外国政府等の行為により当該有価証券の償還が行われなくなったこと。

六　前号に規定する場合を除くほか、戦争、革命、テロ行為その他の内乱又は外国政府等の行為により取得金（金銭で取得したものを除く。）又は取得可能金を金銭で取得することができなくなったこと。

第６条　前条の適用に関しては、被保険者が譲渡することができる取得金（金銭で取得したものを除く。）をその取得の日から２月以内に金銭で取得しなかったときは、その期間を経過した日に金銭で取得したものとみなす。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りではない。

（保険金額）

第７条　保険金額は、保険価額に100分の100を乗じた金額の範囲内の額とする。

（保険価額の変更）

第８条　保険契約者は、保証債務の内容変更その他合理的事由がある場合には、保険価額の変更の申請を行うことができるものとする。

（各保険年度の保証債務の予定通知）

第９条　保険契約者又は被保険者は、各保険年度に予定される保証債務に係る借入金額及び借入日若しくは調達金額及び調達日を日本貿易保険に通知しなければならない。

（各保険年度の保証債務の確定通知）

第１０条　保険契約者又は被保険者は、各保険年度に確定した保証債務に係る借入金額及び借入日若しくは調達金額及び調達日を日本貿易保険に通知しなければならない。

（別添３）

資源エネルギー総合保険Ｂ特約（海外事業資金貸付）に係る外貨建対応方式特約

第１章　海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険に付す特約

（保険価額）

第１条　海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下「約款」という。）第33条第２項第１号の規定にかかわらず、保険価額は、貸付金債権等（約款第２条第２号に規定するものをいう。以下同じ。）に基づくアメリカ合衆国ドル又はユーロで表示された貸付金等（約款第２条第４号に規定するものをいう。）の額（二以上の時期に分割して貸付金等の償還を受けるべきときは、各時期において償還を受けるべき当該貸付金等の額）を海外事業資金貸付（約款第２条第３号に規定するものをいう。以下同じ。）のための契約の締結日における邦貨換算率（１アメリカ合衆国ドル又は１ユーロ当たりの邦貨の値であり、銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第２条第１項に規定する銀行をいう。）が提示する対顧客直物電信売相場の始値と買相場の始値の平均値であって、日本貿易保険が認めたもの。当該売相場及び買相場が換算の日にない場合は、その日の直前の当該売相場及び買相場のある日における邦貨換算率。以下同じ。）に２を乗じたもの（以下「上限邦貨換算率」という。）により邦貨に換算した額とする。

（保険金額）

第２条　保険金額は、保険価額にこの証券記載の付保率を乗じて得た額とする。

（てん補責任額）

第３条　約款第33条第２項第２号の規定にかかわらず、てん補責任額は、上限邦貨換算率又は貸付金債権等に基づく償還期限における邦貨換算率のいずれか小さい数値により邦貨に換算した額とする。

（保険料計算における換算）

第４条　「貿易保険の保険料率等に関する規程」（平成16年７月２日 04-制度-00034）Ⅱ［９］１(6)(注２)に規定する元本又は利子は、各保険年度（同規程Ⅱ［９］１(6)(注１)に規定するものをいう。）の前年度の２月１日（第１保険年度にあっては、海外事業資金貸付のための契約の締結の日）における邦貨換算率又は上限邦貨換算率のいずれか小さい数値により邦貨に換算した額とする。

第２章　海外事業資金貸付（保証債務）保険に付す特約

（保険価額）

第１条　海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下「約款」という。）第31条第２項第１号の規定にかかわらず、保険価額は、借入金等（約款第２条第２号に規定するものをいう。以下同じ。）に基づくアメリカ合衆国ドル又はユーロで表示された保証債務（約款第２条第４号に規定するものをいう。）の額（二以上の時期に分割して保証債務を履行すべきときは、一の時期において履行すべき部分の保証債務の額）を保証債務（約款第２条第３号に規定するものをいう。以下同じ。）のための契約の締結日における邦貨換算率（１アメリカ合衆国ドル又は１ユーロ当たりの邦貨の値であり、銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第２条第１項に規定する銀行をいう。）が提示する対顧客直物電信売相場の始値と買相場の始値の平均値であって、日本貿易保険が認めたもの。当該売相場及び買相場が換算の日にない場合は、その日の直前の当該売相場及び買相場のある日における邦貨換算率。以下同じ。）に２を乗じたもの（以下「上限邦貨換算率」という。）により邦貨に換算した額とする。

（保険金額）

第２条　保険金額は、保険価額にこの証券記載の付保率を乗じて得た額とする。

（てん補責任額）

第３条　約款第31条第２項第２号の規定にかかわらず、てん補責任額は、上限邦貨換算率又は保証債務の履行日における邦貨換算率のいずれか小さい数値により邦貨に換算した額とする。

（保険料計算における換算）

第４条　「貿易保険の保険料率等に関する規程」（平成16年７月２日 04-制度-00034）Ⅱ［９］１(6)(注２)に規定する元本又は利子は、各保険年度（同規程Ⅱ［９］１(6)(注１)に規定するものをいう。）の前年度の２月１日（第１保険年度にあっては、保証契約の締結の日）における邦貨換算率又は上限邦貨換算率のいずれか小さい数値により邦貨に換算した額とする。